

連結自己資本比率

みずほホールディングスの連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円)

		平成13年度中間期	平成13年度	平成14年度中間期
基本的項目 (Tier1)	資本金	25,699	25,720	25,720
	うち非累積的永久優先株	10,531	9,745	
	新株式払込金			
	資本準備金	22,037	22,037	/
	連結剰余金	8,016	461	/
	資本剰余金	/	/	3,537
	利益剰余金	/	/	9,835
	連結子会社の少数株主持分	7,619	9,526	10,456
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	4,971	8,725	9,589
	その他有価証券の評価差損()	7,093	5,596	5,092
	自己株式()	/	12	10
	為替換算調整勘定	1,286	1,201	1,016
	営業権相当額()	2	2	3
	連結調整勘定相当額()	1,079	642	560
計	(A)	53,910	50,289	42,866
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		3,211	5,255	6,119
補完的項目 (Tier2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,998	3,913	3,083
	一般貸倒引当金	8,772	9,534	9,248
	負債性資本調達手段等	47,278	39,745	37,095
	うち永久劣後債務	19,946	17,100	15,916
	うち期限付劣後債務および期限付優先株	27,332	22,645	21,179
計		60,049	53,192	49,427
うち自己資本への算入額	(B)	53,910	50,289	42,866
準補完的項目 (Tier3)	短期劣後債務			
うち自己資本への算入額	(C)			
控除項目	控除項目	(D)	1,275	983
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	106,545	99,595
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		915,385	857,917
	オフ・バランス取引項目		83,345	74,848
	信用リスク・アセットの額	(F)	998,730	932,765
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	12,555	10,121
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	1,004	809
計((F)+(G))	(I)	1,011,286	942,887	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100		10.53%	10.56%	10.42%

注)1. 上記は銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という。)に基づいて算出したものであり、国際統一基準を採用した、連結ベースの計数となっています。

2. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

3. 「控除項目」は告示第7条第1項に規定する他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び金融関連業務を営む関連法人等の資本調達手段の保有相当額です。

みずほホールディングスの優先出資証券の概要

当社並びに当社の連結子会社である株式会社みずほコーポレート銀行が以下の通り発行している「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を「連結自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

1. 当社発行優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited(注1)(以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という)。	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited(以下、「MPC1」といい、以下に記載される優先出資証券 Series A 及び Series B を総称して「本MPC1優先出資証券」という)。	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited(以下、「MPC2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC2優先出資証券」という)。
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし。	定めなし。	定めなし。
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。 Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。	平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。
配当	変動配当(金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。	Series A 変動配当(金利ステップ・アップなし)。 Series B 変動配当(平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)。 (何れも下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。	変動配当(ただし、平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)。(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。
配当支払日	毎年6月の最終営業日。	毎年6月の最終営業日。	毎年6月の最終営業日。
発行総額	1,760億円	Series A 1,710億円 Series B 1,125億円	730億円
払込日	平成11年3月15日(注2)	平成14年2月14日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPCに対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPCに対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC1に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPC1に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC2に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPC2に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC2に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合

(次ページに続く)

(前ページより続く)

強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
配当可能利益制限	当社がMPC1に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。	当社がMPC1に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。	当社がMPC2に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。
配当制限	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注4)と同格。	当社優先株式(注4)と同格。	当社優先株式(注4)と同格。

当社発行優先出資証券の概要(つづき)

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited(以下、「MPC5」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC5優先出資証券」という)。	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited(以下、「MPC6」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC6優先出資証券」という)。	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited(以下、「MPC7」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC7優先出資証券」という)。
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし。	定めなし。	定めなし。
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。
配当	変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)。(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。	Series A、Series Bともに変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)。(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。	変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)。(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。
配当支払日	毎年6月の最終営業日。	毎年6月の最終営業日。	毎年6月の最終営業日。
発行総額	455億円	Series A 195億円 Series B 25億円	510億円
払込日	平成14年8月9日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日	平成14年8月30日

(次ページに続く)

(前ページより続く)

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いが停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC5に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPC5に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC5に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いが停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC6に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPC6に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC6に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いが停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC7に対して損失補填事由証明書(注3)を交付した場合 当社優先株式(注4)への配当が停止された場合 当社がMPC7に対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、当社がMPC7に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注3)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
配当可能利益制限	当社がMPC5に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。	当社がMPC6に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。	当社がMPC7に対して配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。
配当制限	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注4)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注4)と同格。	当社優先株式(注4)と同格。	当社優先株式(注4)と同格。

(注)1. 発行体

従来、株式会社日本興業銀行の海外特別目的会社であったIBJ Preferred Capital (Cayman) Limited(以下、旧発行体という。)が、平成14年3月に当社の海外特別目的会社となった。

2. 払込日

当該払込日とは、旧発行体における当初払込日をいう。

3. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当社の裁量による)であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して、清算手続が開始され、または当社に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に対して送付された場合、監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

5. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、ある会計年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の

計算上含まれない)の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC(MPC1、MPC2、MPC5、MPC6、MPC7)の欄についてはそれぞれMPC1、MPC2、MPC5、MPC6、MPC7)との関連で有するのと同様の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という)が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益=可処分配当可能利益×(パリティ優先出資証券の満額配当の総額)/(パリティ優先出資証券の満額配当の総額+パラレル証券の満額配当の総額)

6. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPC(MPC1、MPC2、MPC5、MPC6、MPC7)についてはそれぞれMPC1、MPC2、MPC5、MPC6、MPC7)が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券(MPC1、MPC2、MPC5、MPC6、MPC7)についてはそれぞれ本MPC1優先出資証券、本MPC2優先出資証券、本MPC5優先出資証券、本MPC6優先出資証券、本MPC7優先出資証券。以下、本注記において同様)と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。(たとえば、MPC1のケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称)。

2. 株式会社みずほコーポレート銀行(以下「同行」という)発行優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.(注1)(以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という)。	Mizuho JGB Investment L.L.C.(注1)(以下、「MJI」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJI優先出資証券」という)。
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし。	定めなし。
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)。
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない)。
配当支払日	6月及び12月の最終営業日。	6月及び12月の最終営業日。
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く)。 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式(注3)への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く)。 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算の会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式(注3)への配当が停止され、かつ同行がMJIに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知(注2)が出された場合
強制配当事由	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間(注4)にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間(注4)にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。
配当制限	定めなし。	定めなし。
残余財産請求権	同行優先株式(注3)と同格。	同行優先株式(注3)と同格。

(注)1. 発行体

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.及びMizuho JGB Investment L.L.C.は、それぞれBJ Preferred Capital Company L.L.C.及びFuji JGB Investment L.L.C.から社名変更しております。

2. 配当禁止通知

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.(Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment L.L.C.)について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc.(Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment Holdings Inc.)米国における発行体の中間持株会社)が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

3. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に關し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

4. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

みずほ銀行の連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円)

		平成14年度中間期	
基本的項目 (Tier1)	資本金	4,700	
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	9,339	
	利益剰余金	3,456	
	連結子会社の少数株主持分	2,776	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	2,467	
	その他有価証券の評価差損()	618	
	自己株式()		
	為替換算調整勘定	0	
	営業権相当額()	0	
連結調整勘定相当額()			
計	(A)	19,652	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,266	
	一般貸倒引当金	4,057	
	負債性資本調達手段等	12,917	
	うち永久劣後債務	4,312	
	うち期限付劣後債務および期限付優先株	8,605	
計		19,241	
	うち自己資本への算入額	(B)	17,401
控除項目	控除項目	(C)	2,095
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	34,958
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	(E)	335,416
	オフ・バランス取引項目	(F)	19,364
	計((E)+(F))	(G)	354,780
連結自己資本比率(国内基準)=(D)/(G)×100			9.85%

注)1. 上記は銀行法第14条の2の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という。)に基づいて算出したものであり、国内基準を採用した、連結ベースの計数となっています。

2. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

3. 「控除項目」は告示第25条第1項に規定する他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び金融関連業務を営む関連法人等の資本調達手段の保有相当額です。

(参考)みずほ銀行の連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円)

		平成14年度中間期
基本的項目(Tier1)		19,652
補完的項目(Tier2)		19,241
	うち土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,266
	うち一般貸倒引当金	4,057
	うち負債性資本調達手段等	12,917
控除項目		2,095
自己資本額(+ -)		36,798
リスク・アセット等		355,004
	うち資産(オン・バランス)項目	335,210
	うちオフ・バランス取引項目	19,354
	うちマーケット・リスク相当額に係る額	439
連結自己資本比率(国際統一基準)= / ×100		10.36%

みずほコーポレート銀行の連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円)

		平成14年度中間期	
基本的項目 (Tier1)	資本金	7,100	
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	6,552	
	利益剰余金	6,312	
	連結子会社の少数株主持分	7,257	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	7,122	
	その他有価証券の評価差損()	4,436	
	自己株式()		
	為替換算調整勘定	1,086	
営業権相当額()			
連結調整勘定相当額()			
計	(A)	21,700	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	3,079	
補完的項目 (Tier2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	816	
	一般貸倒引当金	4,651	
	負債性資本調達手段等	21,412	
	うち永久劣後債務	9,704	
	うち期限付劣後債務および期限付優先株	11,708	
計		26,880	
	うち自己資本への算入額	(B)	21,700
準補完的項目 (Tier3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額	(C)	
控除項目	控除項目	(D)	2,207
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	41,192
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		376,992
	オフ・バランス取引項目		40,765
	信用リスク・アセットの額	(F)	417,757
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	4,738
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	379
計((F)+(G))	(I)	422,495	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100		9.74%	

注)1. 上記は銀行法第14条の2の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という。)に基づいて算出したものであり、国際統一基準を採用した、連結ベースの計数となっています。

2. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

3. 「控除項目」は告示第7条第1項に規定する他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び金融関連業務を営む関連法人等の資本調達手段の保有相当額です。